

経緯

- 国際仲裁と国際調停が一体的に活用される中、調停により成立した和解合意につき、国境を越えて執行できる国際的な枠組みがなかった
→ 令和2年9月 調停に関するシンガポール条約発効
(令和3年12月29日現在、署名国55か国、締約国9か国 日本は未署名・未締結)
 - 我が国においては、平成16年のADR法制定時より、調停による和解合意への執行力の付与が検討されてきたが、将来の課題とされていた
- ⇒ 国際調停・国内調停の活性化に向け、和解合意に執行力を付与し得る制度の創設等を検討

条約実施法の制定

調停により成立した国際的な和解合意について、裁判所が執行拒否事由の有無(合意の内容が日本の公序に反しないか等)を審査し、決定で、執行力を付与する旨の規律を整備(シンガポール条約の締結に向け、条約実施法を制定する)

主な規律の内容

国際性を有する和解合意が適用対象

- ①当事者又は親会社の本店が日本国外にある場合
- ②当事者が互いに異なる国に住所や営業所等を有する場合
- ③当事者が住所や営業所等を有する国が、和解合意に基づく義務履行地等が属する国と異なる場合

一定の紛争類型の適用除外

- ①一方又は双方の当事者が消費者である契約に関する紛争、②個別労働関係紛争、③家事紛争に関する和解合意は適用除外

条約の適用の合意

シンガポール条約に基づき民事執行をすることができる旨の合意がある場合に限り、裁判所に対する執行決定の申立てが可能

ADR法の改正

我が国における認証紛争解決手続において成立した和解合意について、裁判所が執行拒否事由の有無(合意の内容が日本の公序に反しないか等)を審査し、決定で、執行力を付与する旨の規律を整備

主な規律の内容

認証紛争解決手続において成立した和解合意が適用対象

ADR法上の認証紛争解決手続において成立した和解合意が対象

一定の紛争類型の適用除外

- ①消費者と事業者との間で締結された契約に関する紛争、②個別労働関係紛争、③家事紛争に関する和解合意は適用除外(養育費等に関する和解合意は適用対象)

民事執行の合意

和解合意に基づき民事執行をすることができる旨の合意がある場合に限り、裁判所に対する執行決定の申立てが可能

民事調停事件の管轄の見直し

裁判所で行われる専門的知見を要する民事調停手続の一層の活用を図るため、知的財産の紛争に関する調停事件について、東京地裁・大阪地裁に競合管轄を認める